

嘉手納町ハワイ短期留学派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、嘉手納町の次代を担う中高校生をハワイに派遣することにより、その国の風土及び文化、歴史を学び、青少年の親善交流を通して相互理解を深め、国際性豊かな人材育成並びに将来国際社会に適応する能力と資質向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 嘉手納町ハワイ短期留学派遣事業（以下「事業」という。）の実施主体は嘉手納町人材育成会（以下「人材育成会」という。）とする。

2 理事長は、この事業の適切な事業運営ができると認められる民間事業者等（以下「事業者」という。）に事業の一部を委託することができる。

(対象)

第3条 この事業の対象は、嘉手納町に在住する中学生、高校生及びこれらに相当する学生とする。

(派遣人員)

第4条 この事業により派遣する人員は、各年度おおむね 10 人とする。

(派遣先及び派遣期間)

第5条 派遣先はアメリカ合衆国ハワイ州とする。

2 派遣期間は、夏季休業期間中のおおむね 2 週間とする。

(募集)

第6条 この事業により派遣する者（以下「派遣生」という。）は、原則として公募し、選考して決定する。

(応募資格)

第7条 派遣生に応募しようとする者は、次の条件を満たす者でなければならぬ。

- (1) 日本の国籍を有し、嘉手納町に住民登録をしていること。
- (2) 派遣及び研修期間中に、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく、中学校、高等学校又は中等教育学校に在学していること。
- (3) 英語圏での生活経験者及び日常生活で英語を使用する環境でない者
- (4) 心身ともに健康で、2 週間程度の海外生活に耐え、団体行動のとれる協調性のある者

- (5) 海外体験学習に意欲的で、郷土文化、歴史、異文化交流等に興味がある者
- (6) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定試験 3 級程度の語学力のある者
- (7) 保護者の同意及び在学する学校長の推薦が得られる者
- (8) この事業により派遣されたことのない者

(選考及び派遣生の決定)

第8条 派遣生は、応募した者のうちから、作文、面接等により、選考委員会が審査し理事長の承認を得て決定する。

(選考委員会)

第9条 前条の選考委員会は、嘉手納町教育委員会の教育指導課長、教育総務課長及び外語塾教頭で組織する。

- 2 選考委員会に委員長を置き、教育指導課長をもって充てる。
- 3 選考委員会が必要と認める場合は、第 1 項に掲げる者以外の者を選考委員とすることができます。

(研修内容)

第10条 この事業による海外派遣研修は、次に掲げるとおりとし、派遣生は、全ての研修に参加しなければならない。

- (1) 事前研修 派遣生にこの事業の意義を十分に理解させ、研修意欲を高めるとともに、派遣生として必要な教養と国際的な視野を培い、嘉手納町の派遣生として望ましい態度を育て、さらに派遣生相互の人間関係の円滑化を図る。
- (2) 海外研修 派遣先でのホームステイ体験、生徒及び町人会等との交流、語学学習や異文化体験を通して見聞を広げる。
- (3) 事後研修 海外研修後の報告を行い、派遣終了後も体験を活かして地域や学校において積極的に活動する。

(資格の取消し)

第11条 海外研修出発前に、派遣生に健康上の理由又は派遣生として不適当な事由が生じた場合、その資格は取り消されるものとする。

(経費の負担)

第12条 派遣に要する経費（以下「派遣費」という。）は、嘉手納町ハワイ短期留学派遣事業募集要項 6 経費（2）に定める費用とし、次に定めるところによる。

- (1) 人材育成会は、派遣費の 7 割を負担し、派遣生は派遣費の 3 割を負担す

る。ただし、派遣生が負担する額（以下「派遣生負担額」という。）の上限を10万円とし、これを超過した金額については人材育成会が負担する。

- (2) 嘉手納町教育委員会において、要保護世帯又は準要保護世帯として認定されている場合、派遣費の全額を人材育成会が負担する。
- (3) 人材育成会は、派遣生が派遣生負担額を支払うことができないと認める場合、派遣費の全額を負担する。
- (4) 派遣生負担額については、事業者に直接支払うものとする。
- (5) 派遣決定後、派遣生個人の理由又は第11条の資格取消しにより本事業をキャンセルする場合は派遣生負担額の返金はしない。
- (6) 前号の派遣生個人の理由等によるキャンセル料金や航空旅費等（以下「キャンセルに伴う経費」という。）が派遣生負担額を超える場合は、全額派遣生負担とする。
- (7) キャンセルに伴う経費について、嘉手納町人材育成会理事会がやむを得ないと認める場合は、経費の一部又は全部を嘉手納町人材育成会が負担する。

（派遣生の責務）

第13条 派遣決定後から派遣前後及び派遣中の健康管理、荷物の管理等については、自己の責任において行うこと。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別で定める。

附 則

この要綱は、平成25年 4月18日から施行する。

附 則（平成26年 3月24日改正）

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月12日改正）

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 2月22日改正）

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 2月21日改正）

この要綱は、平成30年 3月 1日から施行する。